

夫婦保険

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

- ・ 保険期間は10年、15年、20年の3通りです。
- ・ 保障を得ながら満期の楽しみもあります。
- ・ ご夫婦で主たる被保険者、配偶者である被保険者として、ペアでご加入いただけました(主たる被保険者の方が保険契約者となります。)
- ・ 満期保険金は、お一人分です。
- ・ 死亡保険金及び倍額保険金は、夫が亡くなられたとき、妻が亡くなられたときそれぞれが支払対象となります。
- ・ 特約保険金は、主たる被保険者のみに付加している場合は主たる被保険者について、夫婦型を付加している場合はご夫婦双方についてお支払いの対象となります。
- ・ 保険契約者(主たる被保険者)に万一のことがあった場合、配偶者である被保険者の方の保障はそのまま継続され、しかも原則としてその後の保険料はいただきません。

契約種類と加入年齢

契約種類	被保険者加入年齢 (夫婦とも)
10年満期	20～55歳
15年満期	
20年満期	

夫婦の年齢差 ± 15 歳以内

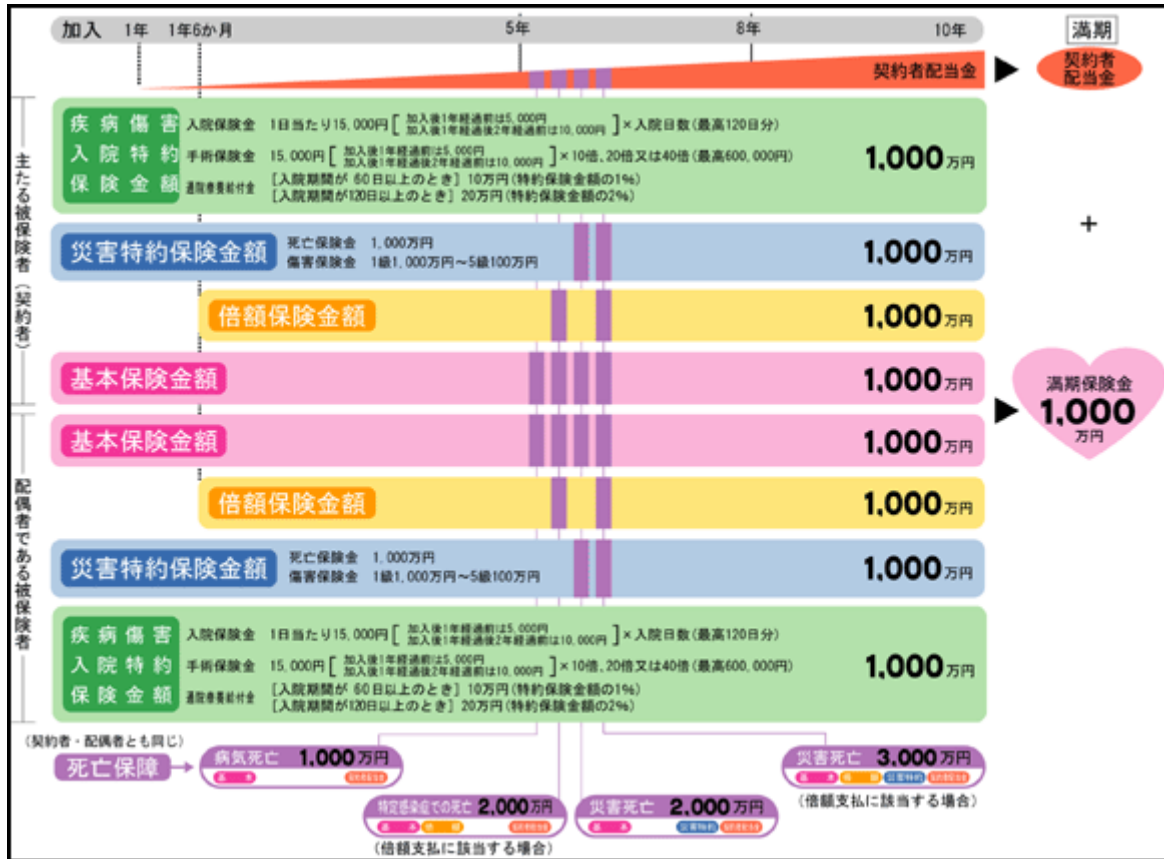
注意事項

- ・ 満期保険金は、主たる被保険者及び配偶者である被保険者の双方又は一方の生存中に、保険期間が満了したときに支払います。死亡保険金は保険期間中に、主たる被保険者又は配偶者である被保険者が亡くなられたときに支払います。

基本保険金額1,000万円(10年満期)

災害特約保険金額1,000万円
 疾病傷害入院特約
 保険金額 1,000万円

に加入の場合



基本 被保険者が亡くなられたとき。

倍額 加入後1年6か月を経過し、事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき(重大な過失等がない場合)又は特定感染症で亡くなられたとき。

災害特約 事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき。

契約者配当金 1年経過後から契約者配当金の発生状況により積み立てられ、契約の終了時等に支払います。また、一定の要件のもとに、お客さまのご請求により、いつでもお受け取りになります。

- ・ 一つの基本契約に付加できる特約は、災害特約と入院特約のうちのいずれか2種類(合わせて最高3種類まで)でした。ただし、特約種類によっては重複して付加できない場合等がありました。
- ・ 特約保険金の支払額は、特約の種類ごとに通算して、その特約の特約保険金額をもってその限度としました。
- ・ 通院療養給付金は入院保険金の支払対象となる入院を60日以上継続し、退院後も引き続き通院や療養が必要な場合に支払います。
- ・ 特約保険金額は、夫婦で異なる額(配偶者である被保険者の額は、主たる被保険者の額の範囲内)とすることができました。
- ・ 特約は、主たる被保険者のみに付加することもできました。